

令和5年第10回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年10月12日(木) 午前9時30分から10時11分
2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室
3. 出席委員 (14人)

会長	岩井 壽美雄 君	会長職務代理者	北村 勉 君
4番	川崎 良巳 君	5番	高橋 克 君
6番	竹原 誠 君	7番	佐々木 一 榮 君
9番	鳥谷部 甚一郎 君	10番	中里 登 君
11番	豊川 敏雄 君	12番	大沢 トモ子 君
13番	鈴木 徳治 君	15番	佐々木 喜克 君
17番	沼沢 こえ子 君	18番	高村 國昭 君

4. 欠席委員 3番 稲村 健一 君 8番 中川原 扶貴子 君
14番 三浦 弘文 君 16番 柏田 雅俊 君

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 業務報告

第3 報告第13号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

第4 議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第53号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第54号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

議案第55号 北市川地域農用地保全計画の策定に関する意見について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小村 隆幸 君
事務局次長	大沢 直明 君
総務班長	小泉 安子 君
主査	大澤 翔太 君

7. 会議の概要

議 長（岩井）

ただ今から、令和5年第10回五戸町農業委員会総会を開会いたします。

本日は、大変お忙しいところご参集くださいます、厚くお礼申し上げます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

事務局（小村）

本日、3番稲村健一委員、8番中川原扶貴子委員、14番三浦弘文委員、16番柏田雅俊委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は14名となります。

それでは、会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、議事の進行をお願いいたします。

議 長（岩井）

これより議事に入ります。日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名を行いません。

会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井）

それでは、2番北村勉委員と9番鳥谷部甚一郎委員をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局の大沢次長を指名します。

議 長（岩井）

それでは、日程第2業務報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局（大沢）

〔業務報告の朗読及び説明〕

議 長（岩井）

ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井）

よろしいですか。

それでは、以上で日程第2業務報告を終わります。

議 長（岩井）

次に、報告第13号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（小泉）	<p>それでは議案書の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第68条第1項の規定により、下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したのでご報告いたします。今月の通知書の受理は10件です。各農地の所在及び貸付人・借受人については記載のとおりです。</p> <p>1番は、田・畑、計10筆、面積は合計23,514㎡。当該農地を購入する人が現れたため解約するものです。</p> <p>2番は、田3筆、面積は合計7,137㎡。経営不振のため解約するものです。</p> <p>3番は、田6筆、面積は合計13,859㎡。</p> <p>3番から10番までは借受人が同じ方で、借受人の息子が会社法人を設立したことにより、会社での貸借へと借り換えるため解約するものです。</p> <p>4番は、田3筆、面積は合計13,606㎡。</p> <p>5番は、田2筆、面積は合計2,188㎡。</p> <p>6番は、田4筆、面積は合計8,924㎡。</p> <p>7番は、田3筆、面積は合計7,137㎡。</p> <p>8番は、田2筆、面積は合計6,672㎡。</p> <p>9番は、田2筆、面積は合計6,048㎡。</p> <p>10番は、田、面積は2,917㎡。以上です。</p>
議 長（岩井）	<p>ただいまの報告第13号について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
議 長（岩井）	<p>よろしいですか。</p> <p>特に発言がないようですので、以上で報告第13号を終わります。</p>
議 長（岩井）	<p>ここで農地調査会、今月の調査委員は、4番川崎良巳委員と12番大沢トモ子委員です。調査委員席に、ご着席ください。</p> <p>（調査委員席に、着席）</p>
議 長（岩井）	<p>次に、日程第4 議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（小泉）	<p>それでは議案書の5ページ議案第52号と、参考資料の9ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審</p>

	<p>議を求めるものです。今月の許可申請は、1議案5件です。</p> <p>1番から3番は、贈与による所有権移転に関する件、4番と5番は、売買による所有権移転に関する件です。各農地の所在及び譲渡人・譲受人については記載のとおりです。</p> <p>1番は、畑2筆、面積は合計8,445㎡です。</p> <p>2番は、畑2筆、面積は合計5,830㎡です。</p> <p>3番は、田6筆、面積は合計9,235㎡です。</p> <p>4番は、田・畑計3筆、面積は合計12,543㎡です。</p> <p>5番は、畑、面積は535㎡です。</p> <p>1番から5番は、別添調査書にありますとおり農地法第3条第2項各号に該当するものではありません。農作業の規模拡大・効率化を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないことから、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご参考までに売買価格をお知らせします。</p> <p>4番の売買価格は、1,000,000円、10aあたり80,000円です。</p> <p>5番の売買価格は、50,000円、10aあたり93,000円です。以上です。</p>
議 長 (岩井)	<p>ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、川崎良巳委員から、調査結果の報告をお願いいたします。</p>
調査委員 (川崎)	<p>農地法第3条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。</p> <p>議案書の5ページ議案第52号と参考資料9ページをご覧ください。</p> <p>10月3日に、岩井会長と大沢トモ子委員及び事務局職員3名で現地調査を行いました。</p> <p>1番は、譲渡人と譲受人は兄妹で、譲渡人は、体調不良により経営規模を縮小するため、譲渡人からの申出により、農地を贈与するものです。譲受人は、食用ひまわりを作付けするそうです。</p> <p>2番は、譲渡人と譲受人は親戚で、以前から農地を貸借して管理してもらっていましたが、譲渡人は高齢になり、所有地を整理するため、譲渡人からの申出により、農地を贈与するものです。譲受人は、ニンニクを作付けするそうです。</p> <p>3番は、譲渡人と譲受人は親戚で、以前から農地を貸借して管理してもらっていましたが、譲渡人は高齢になり、所有地を整理するため、譲渡人からの申出により、農地を贈与するものです。譲受人は、水稻を作付けするそうです。</p> <p>4番は、譲渡人と譲受人は知人で、譲渡人は高齢になり、所有地を整理するため、譲渡人からの申出により、農地を売買するものです。譲受人は、長いも、ニンニクを作付けするそうです。</p> <p>5番は、譲渡人と譲受人は知人で、譲渡人は実家の空き家と</p>

	隣接する農地を併せて整理するため、譲渡人からの申出により、農地を売買するものです。譲受人は、スナップエンドウを作付けするそうです。以上で調査結果の報告を終わります。
議長（岩井）	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
10番（中里）	4番の譲受人はどのような人なのか。
事務局（小泉）	〇〇さんの孫の婿で県外からきたとても貴重な方です。
議長（岩井）	他に質疑はありませんか。 (質問・意見なし)
議長（岩井）	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第52号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長（岩井）	全員賛成ですので、議案第52号は、原案のとおり決定いたしました。
議長（岩井）	調査委員の方々、ありがとうございました。 指定席にお戻りください。 (調査委員 指定席に戻る)
議長（岩井）	次に、議案第53号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。
議長（岩井）	それでは事務局より説明をお願いします。
事務局（大澤）	それでは議案書の8ページ、議案第53号をご覧ください。 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利利用集積計画の承認について、農業経営基盤強化法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農地利利用集積計画の決定について意見を求めるものです。 五戸町長より令和5年9月25日付け五農林第175号で農地利利用集積計画の決定を求められています。1議案9件で、合計面

積は 63,500 m²です。議案中の賃借料でカッコ書きの数字は年額です。

1-1 から 1-8 番は、利用権設定による貸借です。2 番は、農地中間管理事業を利用した一括方式による貸借です。各農地の所在及び利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者については記載のとおりです。

1 番は、田、計 2 筆、面積は合計 2,188 m²。10 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 8,000 円、年 17,000 円です。水稻を作付けする予定です。

1-2 番は、田、計 3 筆、面積は合計 7,137 m²。10 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 8,000 円、年 57,000 円です。水稻を作付けする予定です。

1-3 番は、田、計 2 筆、面積は合計 6,048 m²。10 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 8,000 円、年 48,000 円です。水稻を作付けする予定です。

1-4 番は、田、計 3 筆、面積は合計 13,606 m²。10 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 8,000 円、年 108,000 円です。水稻を作付けする予定です。

1-5 番は、田、面積は 2,917 m²。10 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 8,000 円、年 23,000 円です。水稻を作付けする予定です。

1-6 番は、田、計 2 筆、面積は合計 6,672 m²。10 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 8,000 円、年 53,000 円です。水稻を作付けする予定です。

1-7 番は、田、計 4 筆、面積は合計 8,924 m²。10 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 8,000 円、年 71,000 円です。水稻を作付けする予定です。

1-8 番は、田、計 6 筆、面積は合計 13,859 m²。7 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 10,000 円、年 138,400 円です。水稻を作付けする予定です。

2 番は、畑、面積は 2,149 m²。5 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 19,000 円、年 40,900 円です。ニンニクを作付けする予定です。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定により旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長（岩井）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（質問・意見なし）

議長（岩井）

よろしいですか。それでは採決いたします。

	<p>議案第 53 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
調査委員 (岩井)	<p>全員賛成ですので、議案第 53 号は、原案のとおり決定しました。</p>
議 長 (岩井)	<p>次に、議案第 54 号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 (大沢)	<p>議案書の 12 ページ議案第 54 号と参考資料の 17 ページをご覧ください。</p> <p>荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、でございます。</p> <p>1 番の田畑 3 筆、計 2,185 m²について、令和 5 年 8 月 29 日に所有者から申出があり、40 年位前から耕作していないため、自然荒廃しており農地に復元することが困難となった土地です。</p> <p>令和 5 年 10 月 3 日の農地調査会で現地確認した結果、農地法の運用について第 4 の(4)に該当し、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない非農地として決定を求めるものです。説明は以上です。</p>
議 長 (岩井)	<p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長 (岩井)	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 54 号について、非農地と判断することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長 (岩井)	<p>全員賛成ですので、議案第 54 号は、非農地と判断することに決定しました。</p>
議 長 (岩井)	<p>次に、議案第 55 号「北市川地域農用地保全計画の策定に関する意見について」を議題とします。</p> <p>議案第 55 号の説明については農林課担当諏訪内主査より、議案の朗読と説明をお願いします。</p>
農林課 (諏訪内)	<p>[議案の朗読及び説明]</p>

ここで暫時休憩します。

(休憩)

議長 (岩井)

休憩前に引き続き会議を開きます。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質問・意見なし)

議長 (岩井)

よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第 55 号について、同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 (岩井)

全員賛成ですので、議案第 55 号はこれに同意することに決定いたしました。

議長 (岩井)

以上で、本日の日程はすべて終了しました。
これをもって、令和 5 年第 10 回五戸町農業委員会総会を閉会します。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

令和5年第10回五戸町農業委員会総会催日時 令和5年10月12日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員